

事 務 連 絡  
平成23年5月13日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（業務担当）

### 東日本大震災に関する労災補償制度の周知・請求促進の実施について

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」（以下「通達」という。）により出張相談を実施することを指示しているところです。

今般、平成23年5月2日付けで平成23年度補正予算が成立し、出張相談を行うための要員である社会保険労務士等の活動経費が確保できたところです。

つきましては、これに係る予算執行等について、下記により適正に実施願います。

### 記

#### 1 目的

今後、増加することが見込まれる労災請求事案の迅速・適正な処理に職員が専念できるよう、新たに労災請求促進を行う社会保険労務士等を委嘱し、避難所における出張相談、労災補償の対象となり得る遺族等に対する請求促進等を行わせ、震災により被災された労働者及びその遺族等に対する迅速・適正な労災補償の徹底を図ることを目的とする。

#### 2 社会保険労務士等の職務内容

以下の業務を行うこととする。

- (1) 避難所における出張相談等を通じて、労災保険制度（本震災に係る特例等を含む。）の周知や請求勧奨等を行うこと。
- (2) 各種請求書、申請書の書き方、添付資料等について、必要な助言・指導を行うこと。
- (3) 避難所、労働基準監督署等において、各種請求書、申請書を受理すること。
- (4) その他、労災保険給付と関連する遺族厚生年金等の他の年金制度等に係る相談等に応じること。

### 3 予算執行等について

#### (1) 避難所での相談に対応するための社会保険労務士等を配置する労働局

当面、管内に設置されている避難所数の多い岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局（以下「3局」という。）とする。

なお、3局以外の労働局は、今後、避難所数等の状況を勘案して、本省において配置の要否を判断することとしている。

#### (2) 所要経費

##### ① 所要経費の考え方

<単価>

社会保険労務士等への謝金：出張相談1日につき@12,600

社会保険労務士等の活動旅費：出張相談1回につき@3,430

<3局の所要経費>

ア 岩手労働局

10チーム（3人）×40カ所×3回=1,200回

1,200回×3人=3,600人分

イ 宮城労働局

10チーム（3人）×45カ所×3回=1,350回

1,350回×3人=4,050人分

ウ 福島労働局

10チーム（3人）×25カ所×3回=750回

750回×3人=2,250人分

##### ② 支出負担行為示達

3局に対しては、上記（1）を踏まえ、平成23年5月13日付けで支出負担行為示達を行う予定である。

### 4 その他

(1) 3局における出張相談の計画と支出負担行為額とを比較して、示達額に残余が生じる場合又は示達額では不足する場合には、本省労災補償部補償課業務係あて相談すること。

(2) 社会保険労務士等の委嘱に当たっては、労災保険相談員の手続きに準じて行うこと。